

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【公開番号】特開2005-300191(P2005-300191A)

【公開日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-042

【出願番号】特願2004-112869(P2004-112869)

【国際特許分類】

G 0 1 N 31/22 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 31/22 1 2 1 G

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

有害物質が、放射性元素を含有する物質である請求項6に記載のディスポーザブルシート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、人体に有害な成分を含有する水性溶液による汚染を容易に検知することができるディスポーザブルシートに関する。さらに詳しく言えば、放射性元素を含有する物質、例えば実験動物あるいは被験者の患部等を検査するために一時的に使用される人体に有害な放射性同位元素標識化合物等の有毒物質や細菌等を含有する水性溶液による研究者や検査技師等の関係者への二次汚染の防止に有用なディスポーザブルシート(使い捨て)シートに関するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

研究機関や病院等の医療機関では、実験用動物や被験者等の対象部位(患部)を検査するために人体に有害な、例えば、放射性同位元素標識化合物その他の有毒物質を一時的に被験対象(動物あるいは人体)に注入して、-カメラ等を使用して対象部位(患部等)を撮像して検査あるいは診断することが広く行われている。これらの検査用試薬は作業中にそれが床や作業台などの設備にこぼれることがあるが、布や紙等による拭き取りでは完全な除染が困難なため、一般的には紙製のディスポーザブル(使い捨て)シートを床面に敷いたり、ディスポーザブルシートからなる検査衣、実験衣あるいは作業衣を、被験者、検査技師、研究者あるいは作業者が着用し、汚染した場合はシートあるいは着衣を定められた手順で廃棄することにより二次的汚染の防止を図っている。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0004**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0004】**

従って、本発明の目的は、ディスポーザブルシートにこぼれた場合、乾燥後にその形跡が残らないような、無色透明の有害物質含有水系溶液による汚染を容易に検知できるディスポーザブル（使い捨て）シートを提供し、危険物による二次汚染の拡大を防止することにある。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0014**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0014】**

本発明のディスポーザブルシートの各層の厚みは特に限定されず、目的に応じて任意に調整できる。必ずしも、防水層、中間染色層及び非染色層の3層構造でなくてもよい。防水層と中間染色層の間に水系溶剤非吸収性のあるいは吸収性の別の層を設けてもよい。また、表面層の厚みは中間層の色が多少見えている程度でも構わない。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0015**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0015】**

本発明のディスポーザブルシートで汚染を検知する対象となる有害物質含有水性溶液の有害物質の例としては、病院等で検査に使用される放射性同位元素標識化合物、研究機関等で取り扱われる細菌、原子力発電所等の原子力機関で取り扱われる放射性元素化合物等が挙げられる。